

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

保険の基礎知識 ～保険を理解してリスクに備える～

日常生活の中には、病気やケガ、死亡、事故、火災、台風、地震など様々なリスクがあります。日本には国民健康保険や公的年金制度などの公的な制度がありますが、その他にも不測の事態への備えとして、個人で加入する生命保険や損害保険があります。どのような場合にどのような保障（補償）が必要なのかを検討し、万が一の事態に備えて、自分にとって本当に必要な保険を考えてみましょう。

基本的な保険の仕組み

加入している人（契約者）が保険料を負担して、病気・ケガや災害など「もしも」のことが起きたときに、集まった資金の中から保険金や給付金を受け取ることができる「相互扶助（助け合い）」の仕組みで成り立っています。どのような場合に支払われるかは、契約したときに受け取る約款（契約のしおりなど）に定められています。



契約するときの注意点

1. 必要な備えは人によって違うので、自分にあった保険を選ぶ

- ・自分や家族のライフスタイルには、どのような備えが必要か考えましょう。
- ・保険でカバーできるのはどの範囲か、契約の目的に合っているか、パンフレット、設計書、概要書面等をよく読み、内容を理解しましょう。
- ・同じような保障（補償）内容でも、勤務先などで団体割引が適用される保険加入制度や、割安な保険料のかけ捨てタイプもあるので、調べてみましょう。

2. 支払いが可能な金額の保険料になっているか確認する

- ・補償を大きくすると、支払う保険料も高額になるので、よく確認しましょう。
- ・生命保険の場合は長期間かけ続けるものが多いですが、貯蓄のように自由に引き出すことはできません。将来にわたって保険料の支払いができるか、よく検討してください。

3. 契約の条件を十分に理解する

- ・途中で解約しても一切返金されないかけ捨てタイプの保険、解約返戻金があっても掛金よりも少なくなる保険、株価や外国為替などの影響によって受け取る際に保険金額が変動する保険などもあります。リスクについても、よく確認した上で契約しましょう。



区長あいさつ

若者に人気のエステや美容医療のトラブル、実体のない海外市場への投資勧誘、高齢者を狙った悪質商法被害などの消費者問題について、区では「台東区消費生活センター」による、消費者相談の実施や消費生活に関する情報の普及・啓発に努めています。今後も区民の安全・安心な消費生活の確保を目指し、消費者施策の充実に取り組んでまいります。



台東区長 服部 征夫

保険の種類

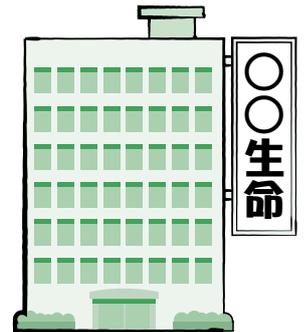
	生命保険 (第一分野)	損害保険 (第二分野)	傷害保険・医療保険など (第三分野)
目的	生死の保障	損害の補償	医療・介護の保障
保険取扱事業者	生命保険会社	損害保険会社	生命保険会社および 損害保険会社
保険事故	人の生存・死亡	偶然な事故	傷害・疾病など
保険金支払い	定額払い	実損払い	定額払いおよび実損払い※

※定額払いが基本だが、保険金額を限度に実損払いとする商品もある。

(日本損害保険協会の HP 参照)

◆ 第一分野（生命保険）の例

- ① 定期保険・養老保険・終身保険
 - ・本人の死亡や重い障害を負ってしまったとき、本人や家族が経済的に安心して暮らすため、保険金を受け取る。
 - ・死亡保険金の他、生活保障の手段として、教育費や老後資金など将来必要なお金を必要な時期や目的に合わせて準備できるものもある。
- ② 個人年金保険
 - ・毎月お金を積み立てて、一定の年齢になったときに年金が受け取れる。その年齢になる前に死亡した場合は、死亡保険金が支払われる。



◆ 第二分野の保険（損害保険※）の例

※原則、ものへの損害など、偶然の事故によって生じた実際の損害に対して保険金が支払われるので、事故の状態や程度によって支払われる保険金は異なる。事故の直前よりも良い状態にするための分は補償されない。

- ① 自動車保険
 - ・交通事故のとき、被害者や自分の治療費、車の修理代等に備える保険。自動車やバイクを所有したら必ず加入する「自賠責保険（強制保険）」と自分の意思で加入を決める「自動車保険（任意保険）」がある。
- ② 火災保険
 - ・火災や落雷・風水害といった自然災害などによる建物、家具、衣服などの損害に備える保険。
- ③ 地震保険
 - ・地震、津波、噴火による災害に備える保険。単独では加入できず、火災保険にセットしての加入となる。
- ④ 個人賠償責任保険
 - ・自転車や車で相手にケガをさせたり、店の商品を壊してしまった場合など、日常生活で他の人や物に損害を与えたときに生じる法律上の賠償責任を補償する保険。自動車保険や火災保険に特約として付帯されており、セットで加入することが多い。



◆ 第三分野の保険※の例

※損害保険会社でも生命保険会社でも取り扱いが可能。

- ① 医療保険
 - ・病気やケガによる入院、通院、手術などにかかるお金に備える保険。
- ② 他にも傷害保険（ケガをしたとき）、がん保険（がんに罹ったとき）、介護保険（介護が必要になったとき）など、それぞれの状況に応じて支払われる保険などがある。



【参考】

少額短期保険業：契約金額が少額かつ契約期間が1～2年以内の保険で、保障性商品の引受のみを行う。

共済：民間の保険とは別に、一定の地域や職業などで結びついた団体に所属する特定の団体員を対象とした相互扶助制度。組合員相互に助け合う保障事業で、協同組合などが行う。

こんな相談があります

1 保険金請求のサポート

突然、訪問してきた事業者に「屋根瓦が剥がれている。火災保険を使えば負担なく修理ができる」と言われて屋根の調査を依頼した。

「受け取った保険金の20%が手数料だが保険金が出るので損はない」と言われて、契約しようか迷っている。

▶ 一言アドバイス

保険会社に直接保険金を請求すれば、火災保険申請サポート事業者への高額な手数料は不要です。火災保険や地震保険の請求をしたいときは**まず保険会社に相談**してください。

また自然災害による損害ではなく老朽化で壊れた箇所は、請求の対象になりません。**虚偽の理由で申請すると詐欺に加担**する可能性があります。

2 自転車事故



- ① 高校生が自転車で通学中にスピードを出し過ぎてお年寄りとぶつかりケガを負わせてしまった。
- ② 雨の日に子供乗せ自転車で走行中、道路で滑って転倒。かすり傷ですんだが、私はヘルメットを着用していなかった。

▶ 一言アドバイス

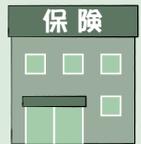
東京都の条例で自転車事故に備えて**自転車損害賠償保険等に加入することが義務**になっています。

また2023年4月の改正道路交通法の施行により自転車に乗る人の**ヘルメット着用が努力義務**になりました。

保険で万が一に備えると共に、自転車の定期的な点検を怠らず安全な利用を心がけましょう。

3 乗合代理店

保険の見直しをしたいので数社の保険を取扱っている「保険の相談窓口」でアドバイスを受けたいが、新たな保険の勧誘をされないか不安だ。



▶ 一言アドバイス

商業施設などで気軽に入店できる「保険ショップ」などを見かけます。複数の保険会社の商品を扱っていますが、**勧められた保険商品が本当に自分のニーズに合っているか、よく比較検討**することが必要です。



契約した後の注意点

- ・ 契約内容によっては、クーリング・オフの記載のある書面を受け取った日から申込日のいずれか遅い日から、8日以内であれば申込みの撤回ができます。
- ・ 必要な保険は、本人や家族のライフステージにより時間の経過とともに変化します。そのときに必要な保障（補償）は何か、不要な保険を契約していないか時々見直しましょう。
- ・ 保険証券、契約のしおり、保険約款等をよく読み、保険金・給付金を請求する際の手続きについて確認し、不測の事態に備えて家族にも連絡先などをしっかり伝えておきましょう。



相談先

- 金融庁 金融サービス利用者相談室 : 0570-016-811
- (公財) 生命保険文化センター : 03-5220-8520
- (一社) 生命保険協会 生命保険相談所 : 03-3286-2648
- (一社) 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター : 0570-022808
- 日本少額短期保険業協会 少額短期ほけん相談室 : 0120-82-1144



『遊戯施設』や『野外でのレジャー』の事故にご注意ください！

こんな事故が発生しています！

遊戯施設での事故



小学生が遊戯施設の空気を入れて膨らませた遊具で飛び跳ねて遊んでいた。バランスを崩し、隙間に足が入って転倒した結果、大腿骨を骨折した。

事故を防ぐために

水辺での事故



川遊び中に流された子供を親が助けようとした。子供はライフジャケットを着用しており、近くにいた人に助けられたが、未着用だった親は死亡した。

事故を防ぐために

キャンプ等での事故



キャンプ中に、4畳のテント内でバーベキュー後の炭を消し忘れたまま就寝した。夜中に気分が悪くなり、頭痛、ふらつき、嘔吐した。一酸化炭素中毒で、救急搬送された。

事故を防ぐために

- 遊戯施設の安全対策が十分であることや、見守り・点検・整備等の安全管理体制が整っていることを事前にウェブサイト等で確かめておきましょう。
- 利用する際は施設の対象年齢や、人数制限、注意事項などをよく確認し、危険性を理解した上で、施設のルールを守って遊びましょう。特に小さい子供の場合は、場面に応じて保護者が付き添いましょう。
- 混雑している場合や、不具合・破損などで危険な箇所を見つけた場合は、管理者に知らせて無理な利用は控えましょう。

- 立入禁止区域など危険な場所には絶対に近づかず、安全に管理された場所で遊びましょう。
- 靴やライフジャケットなど場所や用途に合った用具を準備し、適切に使用する練習をしましょう。
- 水に入る時は子供から目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。
- 天候不良や上流での雨など、河川が増水しやすい時は、川に近づかないようにしましょう。
- 海の状況も、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめておきましょう。

- 安全管理・整備されているキャンプ場や施設を選び、テントの設営場所、火の取扱いや道具の使い方等を事前に確認しておきましょう。
- キャンプ場では危険区域に限らず周囲の状況を確認し、安全を確保した上で、ルールを守って過ごしましょう。
- たき火やコンロ、ランタン、ガスバーナーなどの火の取扱いをするときは火傷や一酸化炭素中毒に十分に注意しましょう。
- 強風、大雨、雷など、天候急変の兆しがある時は、無理に活動するのをやめましょう。

準備と下調べをしっかりと！

事前に遊ぶ場所の状況をよく調べておきましょう

施設の安全性

当日の天候



ルールを守って遊ぶ！

遊ぶ場所のルールや道具の使用方法を守りましょう



危険があれば無理はしない！

道具や施設の不具合、天候の変化等に注意しましょう



台東区消費生活センター

相談専用電話 03-5246-1133

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで